

(研究調査資料)

最近のロシア連邦の新移民政策動向と新移民法制資料集 (5)
**—2007年新移民登録手続制度・2006年国外同胞の自発的帰還促進大統領令
施行以降のモスクワ州および極東シベリア移民動向と対策—**

中 村 賢二郎

**Some Materials on the New Tendency of Migrant Control
Policy and the New Decrees of immigration in Ruussia. (5)**

Kenjiro Nakamura

目 次

解説

- 第1章 2007年1月15日付新移民登録制度施行後のモスクワ州の移民動向と対策 (1)
- 第1節 移民ターミナル設置提案
—35万5千人のガスト・アルバイター喪失の首都モスクワ—
 - 第2節 不法移民激増事由と割当制の破綻
—4分の1しか正規就職できないモスクワ移民—
 - 第3節 ロモダノフスキー連邦移民局長の見解 —移民導入禁止の政策転換か—
 - 第4節 減少したかに見える不法移民 —モスクワ州の場合—
 - 第5節 労働移民の賃貸を裁く —不当な派遣労働問題—
 - 第6節 労働移民の就労業種制限 —移民の民族的差別にならないか—
- 第2章 2006年6月22日付国外同胞帰還奨励大統領令施行以降のシベリア・極東連邦管区の移民動向。(1)
- 第1節 同胞移民の割当制の可否 —その実施状況は適正か—
 - 第2節 同胞移民遮断 —2012年APEC開催準備中のウラジオストク市の現状—
 - 第3節 同胞の出稼ぎ遍歴 —稼げる地域に群がる移民実態—
 - 第4節 沿海州の労働移民状況 —CIS出身の沿海州移民希望者は60%—
 - 第5節 最初の同胞移民 —海外同胞帰還プロジェクトの帰国移住者の実例—
 - 第6節 移住地選択問題 —連邦移民局長代理との対談—

解 説

既刊本紀要 (1) — (4) に掲載済みの大多数の移民資料は、ロシア連邦全8行政区

のうちの中央連邦管区に所属するモスクワ州とりわけ首都モスクワ内の複雑な移民問題のみを主に対象に取り上げてきたが、このような手法では到底2006年6月22日付国外同胞の自発的帰還促進のための大統領令第6375号公布下の全ロシア連邦管内の移民状況の正確かつ公正な観察を期待できない。そこで今後本新移民法制資料集（5）からは、2008年5月発足のプーチン・メドベージェフ体制下の新ロシア連邦政府がウラジオストクでの2012年に開催予定のアジア太平洋経済協力会議・サミット、すなわちAPEC（Asia-Pacific Economic Cooperation、露語はАТЭС）開催までの間にロシア政府がどのような国際的移民政策を構想し、その導入実施による経済開発成果を期待しうるのか、情報量の乏しい極東・シベリア各管区についても別項を設けて調査報告を行なうことにした。極東・シベリア開発はエネルギー資源の枯渇に悩む21世紀の世界経済のみならず、最近ではアジア太平洋経済圏の一環として中・韓・朝に近接するわが国にとり今世紀の経済発展の最重要開発地域であり、また国際政治・経済的視野からも残された益々重要な再開発地域として再評価されており、（注1）貿易実務界のみならず多くの若手国際問題研究者の今世紀の研究対象の最大の穴場として北大スラ研を含む関西でも最近毎年のように大津定美教授を軸にした研究者の国際交流・研究会の開催や研究文献が続々と発表されている。（注2）

さて本稿では、これまで以上に厳しくモスクワ合法移民導入原則を改正し、2008年度より「少なくとも良いものを」лучше меньше да лучше少数精鋭主義で各種不足専門職数値を30万と算定し、うち25万を近隣のノービザ制国、残り5万をビザ規制国より受け入れ、全体でモスクワ市内の移民数値を2分の1に削減する、との首都政府発表の第2次外国人削減案に対して、各種使用者側から外国移民なしにどうしてやっつけられるのか、とかそのような資格を受け入れ基準にすること事態がおかしいではないか等の反論も出たとの情報を2007年11月20付の「ロシア新聞」で、マリア・エルナカワ女史がレボしている。（注3）いずれにしろ、最近各地域で此れまでの移民枠の厳しい見直案が続出している事実だけは確認できるのである。（次号以降に紹介予定）

なお、第1章第5節の「雇用主信頼証書」の交付および労働監督当局の外国人労働者の労災補償・二重派遣等について人材派遣会社に対する行政監督の不備、またとりわけ第6節の労働移民の就労職種制限措置（注4）は単なる労働行政の枠を超えた明らかに特定国の移民排斥に関連する政治問題として浮上している事実にも注目しておきたい。

なお、本年度秋には、これまでの方法論を再考させるようなロシア移民研究に刺激的な書籍が発行された。中村逸郎著「虚栄の帝国ロシア一闇に消える「黒い」外国人たち」岩

波書店2007年10月刊がそれである。とりわけ終章に同氏の視点の特徴を知ることができる。示唆されることの多い良書であり、今後の調査研究に役立てたい。

(注1) 2008年5月発足の「ロシア新体制の行方は。ロシア版「列島改造」へ」表題の下斗米伸夫氏のかかなり大胆な予測的な発言。2008年1月27日付「朝日新聞」10版。オピニオン欄。耕論より。「プーチン＝メドベージェフ体制の当面の課題は、南のソチでの冬季五輪（2014年）と、東のウラジオストクでのアジア太平洋経済協力会議（APEC）サミット（2012年）だ。政治も経済も米国や欧州連合（EU）とじっくりこないロシアは、極東地域や中央アジアを向いている。石油や天然ガスも、ロシアから日本に流れてくるようになる。現在は200億ドルという経済関係は、急激に大きくなるだろう。また、例えば朝鮮半島問題ひとつをとっても、中ロ関係の外に日ロ関係というバイパスが重要であるように、両国関係の幅広い充実が注目されるだろう。ロシアがもし「脱欧入亜」するなら日本にとっても悪い話ではない。今年の洞爺湖からウラジオストクAPECサミットまでの間、日本との関係は根本的に変わると考えられる。」なお、APEC開催地ウラジオストク市の現在の準備状況は、以下のサイト参照。<http://www.rg.ru/2008/01/24/reg-primorie/genplan.html> なお、開催場所ルースキー島の現状レポートは「季刊スラブ研究センター・ニュース」第111号。

(注2) 例えば、大津定美「ロシア極東の市場移行と就業構造・失業問題」＜ロシア研究＞特集・転換期ロシアの極東。1997年4月刊。p.23-41.および同氏編著「北東アジアにおける国際労働移動と地域経済開発」2005年2月。ミネルバ書房刊。

湯浅剛「ソ連解体後の境界構築の諸相—ロシアの制度改編と中央アジア諸国との関係を中心に—」（日本国際政治学会編「国際政治」第138号）は小川哲也氏に継ぐ解体後の精緻な新ロシア国境機能分析で、ユーラシア移民交流研究文献としても注目したい。

なお、北海道大学・21世紀COEプログラム「スラブ・ユーラシア学の構築：中域圏の形成と地球化」総括シンポジウムとして08.01.24-26にかけて東京学士会館と東大医学部で、「スラブ・ユーラシア学の構築—中域圏の形成と地球化—」をテーマに北大スラブ研主催の盛大な国際会議が開催された。また関西の研究会では、2007年11月3日（土曜日）富山大堀江典生氏を司会者として、以下のテーマの報告がなされた。1. スベトラーナ・ソボレバ教授（ロシア科学アカデミーシベリア支部経済工業生産組織研究所）「労働移動における人的資本」2. （ビクトル・デアトロフ教授（イルクーツク国立大学）「シベリア諸都市の中国人市場：市場・経済主体・社会組織」とりわけ、デアトロフ教授の中国人移民商人の今日のロシア商業市場に占める機能と役割に関する同教授の見解に注目したい。なお、当日の両氏のロシア語報告は、以下のサイトでも参照できる。<http://www3.u-toyama.ac.jp/cfes/horie/RFLM-J/WS.html> また、08.02.02.に文部科学省平成19年度「世界を対象としたニーズ対応型地域研究推進事業」の中の「中央アジア移民管理と国際協力の必要性に関する研究」について「移民に関する安全保障のジレンマ」をテーマにした第1回目のCAMMIC・ワーク・ショップがセオンジン・キム（「中央アジアとロシアにおける社会的安全概念と移民問題」）Duksung女子大学教授およびグリゴリー・オレック（「ロシア・カザフスタン国境のシベリア領域の状況と展望」）ノボシビルスク・科学アカデミー教授を迎えて、こーぶ・いん京都で開催された。

(注3) 外国人削減案批判紹介は<http://www.ru/2007/11/20/gastarbaiter.html>

(注4) 労働移民の就労職種制限に関するモスクワ政府の2007年12月29日付決定は<http://www.rg.ru/2008/01/23/dolya-dok.html>を参照されたし。

(付記) 次号新移民法制資料集（6）以降は「ロシア問題通信」として<http://wwwc.pikara.ne.jp/k-nakamura>に掲載する。

第1章 2007年1月15日付新移民登録制度施行後のモスクワ州の 移民動向と対策(1)

第1節 移民ターミナル設置提案

「移民を求め、35万5千人のゲスト・アルバイターを失った首都モスクワ」

オリガ・イグナートワ女史のレポ。

＜ロシア新聞＞2007年9月27日、中央版。第4477号掲載。

昨日、今年1月15日付発効の周知の新移民手続法施行による第1回目の総括成果についてモスクワ政府および首都移民当局と労働局が発表した。以下はモスクワ地域間民族政策委員会代表のアレクセイ・アレキサンドロフ氏の報告である。

新手続法は全体として進歩的ではあるが、予想された成果については複雑で一義的には評せないとし、新法のおかげで移民の活動領域がより明瞭になり、不法移民数値も減少したし、現実には外国人労働者が奴隷的に雇用主に依存することを止めてしまったのであるが、同時に他方で心配になる状況も明確になってきた。それは先ず現行の就労許可手続がモスクワに受け入れ先のない多くの外国人労働力を集積して、今ある空席の大部分を未熟練労働者で充満させる結果を招いた点である。

新連邦移民登録手続法発効後は、モスクワでは約50万人の外国人市民が就労許可証を取得し、そのうちの14万5千人しかモスクワ市内の就職斡旋局に就職斡旋依頼書類を提出していなかったのであるから、残りの35万5千人はその後何処でどうしているのだろうか？ 彼らの中にはモスクワ市内に留まり、求職活動を続けたり、モスクワ近郊の私営企業主のところで一店限りの小さな依頼された仕事をしたりして生活を続けている。未熟練で、かつ安価な外国人労働力が空席を席卷してしまって、そのためにモスクワっ子達の就職活動の妨げになるとしたら、その方がもっと災厄なのである、とレポーターのアレキサンドロフ氏は云う。

これに関して、首都政府は移民手続を更により厳格に管理し、もろもろの移民手続を監視することを命じ、一ヵ月後首都政府は2008-2010年度間のモスクワ市として目標をもった移民プログラムを採択したのである。そのプログラムの主旨とは、外国人労働者の導入枠を縮小して、それをモスクワ市民に置き換えると云うものであった。しかし、この方法は熟練労働者のモスクワ市への流入意欲を阻止するとか、また従来のように成りゆきのま

まに放置しておかないで、地域間連絡委員長のアレキサンドロフ氏は新たな合理的な方法でこれに対処するのだと強調するのである。

そのためには、先ず第1に、国内、とりわけモスクワ市内のあらゆる宿舎に滞在する外国人市民に対する確実な統制が確保されねばならない。第2に、このような制度をあらゆる統制機関のみならず、雇用主も利用しやすいようなものにしなければならないと云う。そして導入を許された外国人労働者が市内の各経済部門で活用されるために首都政府は、所謂国家施設としての資格をもつ移民ターミナルмиграционный терминалの設置を提案したのである。

更に、連邦移民局の局長代理のビチェスラフ・ポスターニン氏も本モスクワ政府案を支持し、更に移民ターミナルはこれに関連する複合的サービスも提供しなければならないとして、就労許可を受けたり、就労手配をするサービスだけではなく、登録・医療紹介・送金等も援助する施設にするという。またこうしたターミナルが存在することによって、同じように許可公布・医療紹介サービスもほどこすことによって、今なお存在してしばしば不法・詐欺行為を働く仲介機構をしめだすことにもなるという。更に、連邦移民局の代表は新移民立法発効後の数ヶ月間の成果でもその他のいろいろな問題が発覚したことを以下のように指摘している。これまでに著しい数の外国人勤労者が不法就労してきたし、そのことで闇経済や多くの人権侵害事件が発生してきた事。連邦移民局は労働移民の諸権利を保護するために設置された機構にならなければならない事。そのために連邦法の更なる改正が必要になったこと事等である。ポスターニン局長はモスクワ政府と協力して既にこうした関連立法にイニシアチブを取ってきたとの報告があった。(07.11.23.了)

第2節 不法移民激増事由と割当制の破綻

一割当規準なし入国移民の4分の1しか正規就職できない首都モスクワ一

オリガ・イグナトワ女史のレポ

<ロシア新聞>2007年8月16日付 第4441号。

2008年度のモスクワ市の労働移民導入割当率が確実に2分の1に、即ち75万から30万に削減されるであろう。そうなれば、モスクワにとり有利になるだろうか？この問題が移民問題担当の研究者・公共団体の官僚も参加した円卓会議で話題になった。既にモスクワ市市長のユーリ・ルシコフが何度もこれまでに、「同市の経済が実際に必要とする限度枠数

値内に外国人市民の就労者数を制限しなければならない」との導入原則を宣言してきた。然るに、公式の割当数はかなりいつも削減されているのである。この事実がかえって、不法移民数を増大させることにもなっている。

モスクワ市の民族政策・地域間連絡委員会の労働交流組織管理局長のエフゲニー・チェルネツォフ氏は、2007年度の上半期中にモスクワへは約100万名の移民が到着したという。そのうちの432,000名が就労許可を受理した。報告によると、雇用主に本雇用された移民数は全体で178,000名にすぎなかったという。と言う事は、公式に首都モスクワで就職できた新来人は4分の1に過ぎないと考えられるのである。残りの者たちも同じく何とか就職できたにしろ、それは不法就労したに過ぎないのである。「低額な賃金で雇われ、納税もしないのである。例えば、彼らは別荘を建て、菜園を耕し、室内を改装したり、間借り生活を送る。モスクワっ子は彼らとは現金で決済する。外国人たちも労働契約を締結して、修理・建設作業に従事するしかない。」と同氏は説明する。

こうした状況は、はっきり言って首都経済上も極めて有害なのである。こうした移民が社会に及ぼす危険性について、討論参加者の中には想定するほどの大きなマイナスにはならないとか異なった評価をした者もいる。モスクワ市移民調査プログラムの調査研究員のガリーナ・ビトコフスカヤ女史によると、来訪移民中の犯罪データをマスコミは誇張しすぎたがために、一般住民が移民に対して否定的な態度をとることになってしまったと述べている。またロシア連邦科学アカデミー人口・社会。経済問題研究所の移民調査部門主任エフゲニー・クラミンツァ氏によれば、モスクワっ子の5%しか首都モスクワへの移民受け入れを肯定的に受け止めていない。70%は無条件に否定的であり、あとの25%の意見は慎重である、という。

エフゲニー・チェルネンコ氏が言うように、割当制が選択的に行われ労働許可交付制が廃止され、外国人市民が首都にやってくるのを阻止し、就職斡旋も禁止することは誰にもできない。例えば、建築中の帆船を購入して、利益を得た巨大企業の支配人たちを招聘することはできる、こうなるとやがて彼らは労働力を導入する権利もまた取得することになるのである。これまでのように、割当制だけでは移民を事実上制限できないのである。

首都モスクワの移民政策は、遅かれ早かれ、外国人市民と地元住民との統合を目指してきたヨーロッパ型と類似なものに移行しなければならなくなるだろうと同氏は強調したのである。

(07.11.23.了)

第3節 ロモダノフスキー連邦移民局長の見解。

—政策転換か？移民中止・復帰はありえない。局長に政策展望を聞く—

移民組織ホーラム執行委員長・リデア・グラホーワ女史のレポ

<ロシア新聞>2007.11.07付・モスクワ版。

正確な調整者は誰もいない

2007年10月16日付のロシア新聞第230号モスクワ版紙上に「首都モスクワは通り抜け屋敷にあらず」と題するコンスタン・オレゴービチ氏の論説に私は当惑しました。当初の少しづつが多数やってくるようになった移民が今日の私たちにどのような悪影響を撒き散らすことになってきたのか自覚しております。

第1問 ルシコフ・モスクワ市長は連邦移民局がやらんとしている自由主義的な移民政策は誤っており、むしろ有害ですらあると述べておりましたが、こうした説に同意して良いのでしょうか？

回答。私は同説を貴方のように理解しておりません。誰でも自らの意見を述べる権利があります。何故問題を深刻なものを受け止めたのか、理解できます。モスクワ市は独特の第9番目の移民の大波を受け入れたのであります。これに対して、9ヶ月前に導入したばかりの一連の立法改正は理念的にも十二分に検討されなかったもので、従って更に再検討の必要があり、私もこの作業に参画中であります。プーチン大統領が断固として貫徹しようとする海外同胞を自由に誘致する大統領令に基づいてもろもろの移民政策の立案に私どもは検討してきたし、今後も効果的な成果を得るための作業を続けるつもりです。そして私どもの移民当局の先ず当面の仕事は移民手続の調整責任機関としてだけでなく、国内の人口減少危機を如何にして乗り切るのかにもあります。

第2問 しかるに、数量的にみてモスクワで就労許可を取得した50万名のうち、公式のそこでの就労者数値はわずか150名に過ぎないのである。新立法は移民が国家を容易に騙し易くしているのではないのか？即ち、そのために合法的不法就労者型 категория легальных нелегалов を発生させるシステムづくりを結果として、自ずからさせているのではないのか？

回答。このようなパニック状況を黙認しておいてはならない。他の数値を上げてみましょう。新移民登録手続法の発効後9ヶ月間で630万名の移民が同手続を受けたのに対して、昨年度の同期間中には、390万名の移民しか移民登録手続をとらなかったのでは

ります。新法は移民者数値の1.5倍増を透明にしたのです。このことは正確な移民数値を認知するためには重要な意味を持つことになります。これにより、従来の同数値のでたらめさを明らかにすることにもなりました。またこれによって、移民たちが明らかに非公式に潜行活動に甘んじたくないことが判明したことは喜ばしいことである。私たちの側は彼らが正規な人物であり、合法的な人格者として認定されることを希望しているのである。つまり立法者としては誤ることなく彼らが合法的な移民登録手続をとおして重要な人材として選別された労働者となることを希望しているのであります。ロシアに到来する外国人は、3日以内に滞在地で移民登録することを義務付けられる。その後、自ら就労許可をもらいに出向かねばならない。また私たちは10日以内に彼らに就労許可書を交付しなければならないのである。先ず最初から巨大な順番制があつて、期限を過ぎると、次はどさくさ紛れに急いで私欲を図る仲介業者が待機しており、こうした暴風雨にも耐え忍ばなければならないのである。就労許可を受理した移民たちが次に合法化されるまでの次のステップは一切雇用主に依存せざるをえないのである。許可件数と公的就職斡旋情報についてモスクワ市とロシア国内全土で大変な差異があり、後者の場合の格差は2分の1少ないのです。

第3問 モスクワっ子はこのような数値を見せると勿論不安がる、即ち3分の2の合法化移民が本当の就労希望者なのかどうか、さえわからないからである。労働許可を取っているのに何故仕事をしないで生活しているのか。それとも犯行を糧に生きているのか？

回答。私どもはモスクワのこうした状況を注意深く検討しております。ついでながら申し上げますと、首都モスクワでは既に54万件の労働許可を交付済みです。しかし、そのうちの83,000件についてはすでに無効となっております。その無効事由のなかには、偽造あるいは期限切れ無効によるものです。許可された外国人労働者は3ヶ月間求職権を持ってありますが、就職口の見つからない場合は、退去しなければなりません。そうしたことで大多数の彼らがモスクワを立ち去っていたのです。しかし、貴方たちも周知のように、ブラブラすることなく、首都モスクワの浄財をもらって彼らは就労しているのです。彼らを受け入れた雇い主が雇用関連の国家機関に対してこの件について通報を良としない限りこれをもって、労働者側に責任ありとすることもできないのであります。真実を直視しようではありませんか。多くの雇用主にとっては、不法移民がいるだけで彼らにとっても利益になるのであります。

第4問 わが国ではまさに移民との戦いが世の中の荒廃との本当の戦いになるということ

を正しく理解できました。あなた方が此れまでにおこなってきた裏面追跡の闘争の経験は、この場合、大変貴重なものではないでしょうか？

回答。いや、そのような判断はいたしません。立法者は私たちに効果的な道具を与えてくれました。これまでに雇用主は不法移民の雇用費用としてその被雇用者数値のいかんにかかわらず、最高20,000ルーブルを支払っていましたが、今日では雇用主は罰金額を800,000ルーブルを支払わねばなりません。しかも、今年度は法律に従い総額30億ルーブルの罰金を支払っているのです。

第5問 貴方は此れを誇りに考えておられますか。取調べを受けた買収された一連の公務員の連結からみると、貴方がたの監査情報特権が利用された事件でしょうか。処罰を受けなかった事務所の多くも既に閉鎖になっておりますね？

回答。閉鎖はしておりません。これは裁判所のおこなう仕事です。私たちの報告書に異議ありとして、裁判所に提訴している一連の企業もありますが、此れは合法的な手続であります。

第6問 かなりのランクの企業主さえもが闇ビジネスに関与するもろもろの意味深い原因が一体何処にあるのか教えてくださいませんか？

回答。此れは重要な課税システム問題とかかわりを持っております。外国人を雇用している雇用主は私たちロシア人が支払っている15%ではなくて、30%の所得税を最初の半年間に当人のために支払う義務を負わされているのであります。当該労働者がそれ以上長期間就労を続けていた場合には、その余分の税金を本人に還元しなければならないことになっております。しかし、収入の多い料金で1週間以上働き続けていた移民の場合とか、1回限りの仕事に雇用された移民の場合には、同じように本人に還元されるのかどうか？移民の多くは主に地下生活者でありますから。

古い諺に、「ロシア法の厳しさが、逆にそれを守れなくする（相殺する）」があります。わが国の一時滞在者にも高額所得者を除いて、統一的な課税徴収のあることをご存知でしょうか？移民の賃金から差し引く徴収金額が56%にもなるのであります。ところで、私共が部屋の修理に移民と公式に手続きをするとなると、1倍半の賃金を余計に支払わねばなりませんが、私に場合は5ルーブルで契約をしました。モスクワでさる人物が7人の仲間が外国人雇用に当たるとして当局に届け出た。疑惑とお役所的な渋滞に直面させられたのである。そこではあるべきものが姿を消して、非公式だけがその場を占めることになったとか。モスクワっ子の家族の1員となるのは子守であり、家政婦・

庭師・別荘の見張り番・病院の付き添い看護婦・修理中のアパート住民・大工である。果たして彼らを私たちはもう必要としないのだろうか。オーストラリアでは、副大統領が不法移民の家政婦を雇い入れたためにスキャンダルになったと聞いたことがあります。

第7問 わが国のみならず長らく不法移民対策に積極的に取りくんできた国ですら、私的なセクター（人材派遣会社？）対策をはっきりさせないままに、放置してきた。多くの国でも既に不法移民を甘受していた。すなわち、対策が対策にならずに諦めていた。例えば、30%の国は移民が不法移民のままに生活していることを放置していたのである。

ベオグラード市の会議で、わたしはユーリー・ミハイロビッチ氏と共にこの問題について話したが、同氏は私的雇用主（派遣企業の？）のために融通の利く合理的なメカニズムを検討する必要ありとする私の意見に賛同してくれたのである。こうした場合には、モスクワツ子もまた満足できるような受益者となるのではないのでしょうか？

嫌疑をかける必要なし

回答。現在もコンスタンチン・オレゴービチ氏はモスクワ市の構造改革提案を審議中であり、その主要テーマの特徴は、居住地許可を滞在場所の通報・登録方式に変更する点にある。我々のような法律遵守派ですら今回の立案者の大胆さに驚いているのである。こうした改正によって、移民革命が始まったからである。この改革によって、従来の登録方式——すなわち事前に登録メモの有無によって不法移民認定のスタンプを押すかの数10年間も守られてきた呪わしい従来の方式—プロプスク（許可）方式が撤廃されることになるからである。新登録制度の下では、外国人であるか否か問題とならないのである。チェチェンからの難民たりといえども、自宅の宿舎で登録さえすればよいのである。これまでは、多くの証明書を・許可書の取得のために、病床の母親も含め家族全員を引連れてパスポート係に出向かなければならなかったのです。今では7人の労働移民が滞在地で登録を済ませるのに20分とかからないのです。

第8問 素晴らしい改善ではありますが、政府側の不安も理解する必要もあります。更に万一雇用主が何ヶ月も経つのに賃金を払わないで、労働者を解雇した場合には本人は何をすべきなのでしょう？

回答。直ちに移民局を訪れるとか、裁判所に提訴するとかがありますが、大切なことは、してはならないことを知っておくことです。どんな移民に対しても潜在的な犯罪者だと疑ってはならないことでもあります。権利擁護機関に勤務中の少なからぬ経験からも自信を持って言えることは、ロシア国内で阻止すべきことは、犯罪行為でありました。今日

の多くの不法移民は基本的に情報不足に陥っていて、信用の置けない労働移民になっております。即ち彼らはロシアを生活するための必要な場にいる人たちなのです。

第9問 モスクワには、特別の登録許可制度を導入しようとしておりませんか？

回答。独立国家共同体CHGが存在しておりますが、これはソビエト期以降の統一欧州連合と類似の独自の国際組織なのです。私どもは、統一労働市場の下で生活するためにヨーロッパ・アジア共同経済圏の強化に向けて努力しております。今日では独立国家共同体諸国からはいかなる禁止措置もなくロシア国内に入国でき、私どもはこれらの国民の入国を友好的に受け入れております。その後きつと以下のことを付け加えます。「出ていらっしやい。私どもはわが国内で決して苦勞はさせませんよ」旅立ちの際、カフカスの金貨を持参したタジキスタン市民にそれを始末することを義務付けられるか？ そのとおり、そうしないとそれは往復切符としても無効になるからである。

我々には沖仲士もまた必要なのか

第10問 国家の実務に言及したいろいろな討論の中で、モスクワ政府代表者がすべての渡航希望者ではなく国が必要とする人材だけを採用してはどうかといった発言が見られる。未熟練労働力の過剰は労働生産性の高度化の妨げになるとした意見さえありますね？

回答。実際にわが隣国諸国と独自のもろもろの移民橋миграционные мостыを建設したいと希望しているのである。例えば、政府間条約で既にタジキスタンとキルギスタンとの間に労働力の組織的募集制度が既に詳細に検討されてきたのである。こうした制度は既にその結果として移民たちがロシア語を学習してプロとして養成され、やがて当人に必要な職場を具体的に発見して就職することになるとすれば、健全かつ有益なことになります。ロシア国内には、以下のような既に5箇所の移民吸引力の強い地域が存在しております。モスクワ市、モスクワ州、サンクト・ペテルベルグ市、スベルドロフスク州、極東連邦管区。要するに、このことはわが国が抱える移民導入の難点でもあって、労働市場に関する統一的な情報システムが完璧に作動せず人々は古い此れまでのソビエト的習性によってモスクワに向かって手探りで一方的に集中的に渡航集中してしまう習性が直らないのである。

第11問 わが国の最も豊かな大地が急激な無人化のために残念ながらロシアはウラル山脈のこちら側のヨーロッパ諸国の属国に転落してしまうかもしれないことを私共はただただ恐れています。このようなロシアを防衛するためには何をなすべきなのでしょうか？これまで私たちが知る以上のシベリアと極東開発のためのもろもろの戦略プログラムはないの

でしょうか？

回答。この問題に関しては、私どもの権限外のことでありますので、お答えいたしかねます。

第12問 ただ、以下のことを参考に紹介しておきます。一般的に私たち同胞に関して、選択的募集方式は冒流的な取り扱いではないのか？と疑問を述べた著名な移民問題の専門学者であるザイオンチコフスカヤ女史は、その理由として、このような手法は同じように人口危機の生じている発展の異なる諸国間に労働者の手による戦争の激化を招きよせるだけだと批判しておられます。そしてまた、人的労働資源はその他のあらゆる資源と異なっており、補充のきかないものであることも強調されております。同女史は「今にわかります。いずれロシア人はそれぞれの中国人の奴隷になっていくだろう Вот увидите、скоро Россия каждому китайцу будет рада」と述べておられます。そして、貴方は移民の緊張度の高い震源地を5箇所上げられました。私は最近「荷役人を何処で得られ易いか Где взять грузчиков？」といった情報をサンクトベルグで手に入れましたが？

回答。未熟練労働者に高慢な態度をとるのはおよしなさい。恩知らずというものです。彼らの内の多くの者が仕事を求めにロシアに出てきている現状からしても、益々わが国にとっても必要かつ望ましい人たちのなのです。何よりも先に独立国家共同体諸国СНГを視野に入れておかねばなりません。私どもはこうした諸国の経済を改革する友好国でもあります。移民は生産の発展を阻止するといった誤った考えが一般に広がっておりますが、西欧では次第に解消されてきております。日本は世界で最もひどい鎖国国家でしたが、労働生産性では人のうらやむほどの成長国になり、近年移民導入を始めております。どの国でも社会的に評価されない職種の家事補助のための移民導入も含めて、モスクワでも既に道路清掃人の移民利用問題からはじまって今日の大問題になってきたのである。

移民は我々を強奪するのか

第13問 コンスタンチン・オリゴビチ氏的一般報告および内務省の統計数値を見てもわかるように、ロシアにきた外国人のうちの3%しか一般犯罪から免れるものがないとか。またルシコフ市長は一般犯罪の40%は都市新来者で占められている、と述べておりますが？

回答。こうした状況は、確かに新来ロシア人にもみられることである。首都には国内のあらゆるところから人が集まりますし、とりわけ移民に関して問題となります。独立国家共同体出身者は自らが無権利であると思って、神妙であることに努めております。しかし、注意してほしい点は、移民たちの犯罪のうちの大部分は刑事犯罪はなくて、滞在

規則違反に関係する行政犯罪であります。

第14問 8月7日付「ロシア新聞」に「安息日（土曜日）の追放」と題した記事にモスクワで無登録で3年間アパートの修理の仕事をして働いていたキシレフ出身の親子は、稼いだ資金で避暑地に家を手に入れようと夢見ていたが、我が家も親類もないウズベキスタンへ強制退去処分になった。故郷の妻は5年前に死亡、息子は目下モスクワに留まっている。此れが正常といえますか、オレゴービッチ局長さん？

回答。貴方は用語の使い方を間違えていらっしゃる。キシレフへは追放ではなくて、移動させたのですよ。移動выдворениеは裁判所の決定によっておこなわれ、追放депортацияは連邦移民局の所轄事項であります。私たちのように真面目に働いている者には全く余計な事件なのであります。こうした処分行為をおこなうために国家は大変な経費を使っているのですよ。タシケントのキシレフまでの2枚の航空券の約600ドルは国家予算で支払われますので。連邦移民局ではこうした移動措置を最小限度に押さえて実施しておりますが、本年度の追放処分件数を39%に極端に縮小しております。最も効果的な不法移民対策は合法化であると貴方はお書きになっておられますが、正論であります。私共もこのような措置を追及しております。

第15問 移民がロシアを強奪するような非難について貴方はどのようにお考えですか。「人民が知りたい」のテレビ番組で、移民のために国家はドルに換算して200億ドルを喪失していると某モスクワツ子が宣言したそうですが？

回答。このような偽の換算について論争したくありません。個人の為替送金専用バンクの資料を引用すると、2006年度は独立国家共同体諸国には630億ドルが送金された銀行サービスを利用したものではないことは確かです。 此れに関する刑事事件？家族の扶養のための自己の賃金を友人を通じて送金するとかの—（以下略）

第4節 減少したかに見える不法移民—モスクワ州—

—<仕事には誠意をもって>イリーナ・プーリャ女史のレポート—

<ロシア新聞>2007年11月16日号

首都とその周辺地域は、以下のような警戒が必要である。外国人労働者には必要以上に多くの就労許可が公布されて、何処にも就職しない移民生活者の数値も明確でない。良い条件で就労しやすい環境の中の彼らにとり最も都合の良い生活の場かもしれない

い。しかしモスクワ近郊の最近の現状は彼らの場合どのように変貌してきたのか。そして不透明な彼らの人数減らしのためにモスクワ政府はどのような対策を採ろうとしてきたのか。ロシア新聞のあれこれの質問に対して、モスクワ政府代表代理のセルゲイ・コシマン氏は以下のように答えた。

問1. セルゲイ・ニコラエビッチさん。今年はじめからモスクワ近郊では労働許可を24万人の外国人市民が受理したとか。多いですね？

答 昨年度より2倍多いです。でも雇用者側はこれについてわずか93,000人しか就職斡旋を受けてないことを確認済みです。残りの150,000人は正式に就職してなくて、臨時に得た賃金でやりくりし、帰国切符を買う金銭も貯めないで、闇経済部門にのめり込む者もいます。

問2. モスクワ州内の所謂彼らのうちの不明者数値をお知らせくださいませんか？

答 昨年度の不法移民数に関する連邦移民局の評価によると、600,000~700,000名です。今年度は現時点で約400,000名、これ以外にも未登録者もいますから。滞在地での未登録者は登録証明書も持たずに就労しているのですから、即座に監督官庁の厳しい取締りの対象になります。

問3. 不明者の摘発を期待できますか。空輸逃亡とか、地方に逃げ込むとかがありますか？

答 私たちは1カペイカも払いません。基本的には、雇い主とか本人に払わせます。どんな理由があろうとも、旅費を支払うことはいたしません。切符は連邦予算で支払います。こうした措置を今年度は既に139人の外国人市民について実施しました。

問4. 本年度移民当局の警察関係者が別荘・私宅に頻繁に立ち入って不法就労移民を点検し摘発された雇い主と罰金額をお知らせくださいませんか？

答 今年度は約200件の違法労働契約を摘発し、例えば、当該外国人が公害の別荘建設現場に不法就労している場合は、依頼主に2,000乃至4,000ルーブルの罰金を支払わせる。今年度からは、公務員に対しても罰金額を50,000ルーブルに増額しました。法的には、各不法入国外国人に800,000ルーブルに罰金額を増額しました。

問5. 違法摘発件数は？

答 小売市場の2,000件を入れて3,000件以上の検査がおこなわれました。うち7,500件の違反事件を摘発し1,800万ルーブルの罰金を科しました。既に73件が刑事事件として摘発され、うち64件が予備犯および文書偽造犯9件を不法移民組織関連の刑事事件として

告発しました。裁判官は11件の同組織活動を指し止めました。

問6. 移民割り当て制度の運用があまりにも自由主義的である原因は何でしょうか。連邦政府は各地方に約70万単位の移民導入枠を設けておりますが？

答 此れは地域に2倍半の需要があるからです。我々の本当の需要は30万名であります。このように言うそもその原因は、ビザなし入国のできる国からの外国市民の労働許可公布手続と割当制度間に存在する現在の矛盾があるからです。ビザなし手続きで入国できたどんな外国人にも本人が求職接近しようとするどんな雇用主のところでも自発的に就職する権利を持っているからであります。

問7. しかし違法雇用主が既に申し出ていた割当枠がこの雇用主に割り当てのなかった場合はどうなるのか？

答 法律にはこのような場合の補償について規定がありません。従って、このような場合は、外国人労働者の導入の利用許可が出たそれぞれの具体的雇用主に対する年間の審査方式を選ぶのが合理的ではないか、との州知事のボリス・グリモフ氏のロシア連邦政府に対する提案にもかかわらず、残念ながら事態はなにも変化しなかったのであります。そして外国人市民は相変わらずモスクワ近郊に引き続き80万人以上が既に来着して居住する結果になってしまったのであります。しかし、外国人は移民登録を希望すれば全てのものに就労許可が公布されるといった印象が既に定着していることもあって、実際に同地域内に経済的・社会的緊張が生じているのであります。しかし、移民という主体の成り立ちとか、就労の可能性についての配慮はされていなかったで、このことが彼らの労働市場での彼らに対して本来あるべき保護を傷つけているのであります。移民手続の完璧な規制・監督を確保するためには、ロシア連邦主体に更なる権限を補充する必要があります。

問8. 最近外国人の割当制を主張する雇用主側から、割当の選定の際には、有料制にしなければならないという提案が出た。更にその金額の設定には移民意欲を漸次緩和し、同時に優良な人材提供ビジネスを促すようなものにしたという内容なのですが？

答 納得できます。というのも、全ロシアと同じようにモスクワ近郊でも、複雑な労働人口状況がみられるからであります。即ち何処においても労働人口の高齢化が見られます。にもかかわらず、モスクワ州内では特に優秀な人材が首都モスクワに専ら集中流入しているからでもあります。

問9. 今後もモスクワ州のこうした状況を放置したままにしておくのでしょうか？

答 そんなことは決してありませんよ。最近では社会労働関連の問題については三者的な社会パートナー・メカニズムが活動するようになって、そのために政府・雇用主・労働組合が労働賃金・労働保護・要員・住民の就職の促進・要員保障について一定の義務を自ら担うようになっております。その結果、昨年度は予算外部門で賃金総額が15,000ルーブルまでに増額することになりました。本年度のプランケは21,000ルーブルまで上昇し、次年度は更に27,000ルーブルに上昇する。モスクワ近郊の企業では住居者数も回復してきたのであり、おまけに約5,000人の企業主が移民導入権なるものの行使を差し止められているために、自分で必要な要員を勝手に探すしかないのです。

問10. こうなると他人を脅かすことになりかねないのではないのか？

答 こうなると移民の賃金は低下するといった意見もありますが、モスクワ近郊では彼らの賃金は平均一月12,000ルーブル以上を得ているのであります。他方、彼らのうちの大部分のものは低技能労働者で、個々では低賃金しか支払われていない。基本的には仲士とかで、下積み労働者、生産現場の掃除人、屋敷番であったり、地方の建設複合体の現場の不足した専門外国人労働者のリーダーとして雇用されたりするものの、上級マネージャーとか指導者になれる者はごく少数であります。

問11. 企業は移民の生活の改善に配慮しておりますか？

答 例えば、重機建設の静電気工場では、これについて大変注意を払っております。各省合同委員会はその経験を生かすべくその普及のために推薦しております。ある企業では、200名以上の各種専門家がとりわけ稀金属部門では極端に不足しております。各職場では最高クラスの専門の指導者を貼り付けております。彼らの居住に必要な基準となる文化的な条件を整えるためです。移住にあたっては、当該移民の民族的な特性も配慮しております。仕事を成功させてもらうためには、物質的な奨励をすることです。集団的な移民の場合も、これと同じようなことが問題となります。従って、モスクワ郊外に今後も永らく居住して働く住民となる以上は、彼らに関して今後も入念な配慮が必要となってくるのであります。こうした新居住者が地元住民に対する寛容さを養うよう、かつまた外国人市民が私たちに順応し、引き込まれていけやすいような戦略を作り上げていく必要があります。このようなことをしないと、地域間の、そしてまた国全体としての社会経済的・政治的な安定を保つことが困難になるからです。 (07.11.26了)

第5節 労働者の賃貸しを裁く

Сдам в аренду работника—労働法典の改訂を提案する雇用主—

マリーナ・グルチュク女史のレポ

＜ロシア新聞＞中央版。第4486号。2007.10.09.

職員に対する自己の義務を履行しない使用者責任を厳格に追求する必要がある。——本件について、雇用主の業務上の評価に関するフォーラムの中でロシア労働局の指導者マクシム・トピーリン氏が語る——

現行新労働法典では、違反規定の縮小とか処罰・罰金額も、使用者の業務中の労災責任もまた極めて緩和化された。このことが不真面目な企業指導者に労働者の権利侵害を許しているのである。昨年度労働監督当局は労働保護領域で50万件の法令違反事件を記録している。大多数の労働法規の本質からみて、専門家はこうした事態は雇用主側の法的ニヒリズム（軽視）の現れであると指摘したのである。更に、国の労働保護監督局の国内での活動もまた縮小しているのである。組織に対する計画された定期監査すら彼らは2・3年に一度しか実施していないのである。同時にロシア労働監督局長は将来的には、労働監査を懲罰機関ではなくて、協議機関でおこなうことにすると述べているのである。

若干の労働監督局ではもう既に雇用主に対して労働法典を遵守のための道義的刺激方式を採択しているのである。例えば、キーロフ州の労働監督局は1年前から「雇用者信頼証書」сертификат доверия работодателю制を既にはじめている。こうした制度は労使双方にとって利益になると云うのである。その理由は、企業側にとっては労働立法と労働者の権利を遵守しており、労働監督局もそれによって労働問題に関するいろいろな相談サービスとか雇用主側からの要請のあるときだけ審査をおこなえば（このような場合には原則として、行政処分の適用がないので）万事無事問題が片付くという仕組みになっているからであるという。隠して企業側が上記の証明書さえ受理すれば監督機関の監督責任も軽減するし、同時に自らのイメージも改善され、現在及び将来の労働者・取引相手に対しても魅力的なイメージを持たせることができるというのである。多くの企業主からの同プロジェクトへの申し込みがあり、とりわけ都市計画に参加した巨大企業からの申し込み依頼が多いのが現状である。既にこれまでに雇用主が同信頼証書を受理した企業は18企業である。

同プロジェクトのおかげで、地域内全体の社会経済的風土も変化し始めており、例えばキーロフ州では、年間の賃金負債が3分に1に低下している。ビジネスフォーラムの参加

者は、不真面目な雇用主のせいで、しばしば多くの真面目な企業のイメージが悪くなると指摘するが、こうしたこともあって要員選択が極めて重要な問題となっているのである。しかるに、多くの企業が安全な職場と高い賃金の保障に努めても若者はそこで働くことを望まない。例えば、建設現場では、要員選びの困難が永久に常態化しているのである。

建設業者の意見では、その原因はまさにこれらの労働市場について国家が本当に此れまでそのための規則通りに労働市場造りに努めなかった過去数10年間に蓄積された建設部門に対するとても悪いイメージに根ざしていると言うのである。建設会社にたいする現行のライセンス交付制度の改革も必要である、とロシア建設協会代表のウラジミール・ホノマーレフ氏は以下のように考えている。

ロシアでは、260,000もの建設会社が登録済みであり、彼らは1年間に、6,000,000平方メートルの住宅を建設し、同時に中国に5万もの建設会社を毎年10億3,500万ドルを稼いでいる、これは多いといわれている。もし建設部門で自己規制法を採択できれば、建築業界は自らの評判をこれ以上気にしないですむし、効果が上がり、質的により良い仕事を仕上げられることになるのではあるまいか。フォーラムの参加者の意見を聞くと、ロシアの法律にはかなり多くの欠陥があちこちにあるという。

ロシア連邦労働法典はヨーロッパの多くのそれらと違って企業解散の際に妊婦を解雇することを禁止していない。また、わが国の立法のなかにはリクルート会社（派遣会社？）の活動についても未だに規制規定がないのである。その結果、以下のような事態が発生しているのである。例えば、下級のレベルの仕事を行なう（例えば賃貸し会社一派遣会社？）労働者のような場合もあって、そこで当該労働者が致命的な傷を負った場合、誰がこうした災厄に対する責任を負うのか、誰か親族に補償金を支払う義務を負うのか労災補償責任主体の確定についてわが国の現行法ではこうした事件にたいして正確に答えられる規定がいまだにないのである。 (07.11.28.了)

第6節 労働移民の就労業種の制限

(第1項) ロシア連邦内外国人就労者導入手続法の制定について。

<ロシア新聞>2006年10月5日号

連邦政府主席は、(1) 国民的（民族的？）安全の保障 (2) 労働資源の適確な均等確保 (3) ロシア連邦内市民の優先的就労を促進するために、以下の規範的法令、即ち「ロシア連邦内就労活動外国人導入制限手続法」を遅くとも2006年11月15日までに受理できる

よう要請した。

同法令の内容には、以下の3点を特に配慮したものにする。

1. 外国人市民の職業・専門・資格・出身地。
2. 労働市場の地域特性を配慮したその他の経済的乃至社会的基準。
3. 経営主体が各種経済部門とりわけ、卸売り・小売部門で雇用する外国人労働者の雇用%。
4. 外国に居住するロシア連邦市民に限定したパスポート交付手続規定を設ける。

ウラジーミル・プーチン大統領は、ロシア連邦各主体の指導者に対して、ロシアの商品生産者および住民の利益を保護するために、以上のような、卸売業・小売業に関するもろもろの補則規制措置を採択するよう委託したのである。(07.12.02.了)

(第2項) 労働移民のアルコール・薬剤取引の禁止について。

<ロシア新聞>2006年11月15日号

2007年1月1日よりロシアに在住の労働移民はアルコール・酒類製品と薬剤取引の業種に就くことを禁止することについて、ロシア連邦保健・社会開発省大臣のミハエル・ズラポフ氏が発表した。

新年度より、労働移民には4種の経済活動について許可制を導入することにした、として同大臣はロシア連邦政府の採択した労働移民規制決定をコメントした。同大臣によると、特に2007年第1・4半期からは、市場およびキオスクで商業取引のできる者は全販売者数のうち、労働移民は40%とする。、こうすれば「やがてこの分担部分はゼロになるだろう。」とズラポフ大臣は強調して述べた。

第2章 2006年6月22日付国外同胞帰還促進大統領令施行以降の

シベリア・極東管区の移民動向(1)

第1節 同胞移民の割当制の可否—強制実施される割当制は適切か—

ノボシビルスクからのアレクサンドル・ルブレフ氏のレポ

<ロシア新聞>全シベリア版。第4241号。06.12.07付

昨夕、ロシア新聞にロシア地域の一時居住の許可割当リストが発表になった。これに

よる移民の大量流入はシベリアの人口状況に多大の影響を与える最重要な事件の1つである。ノボシビルスク州は、既に何年も前から重要な人口不足に直面する可能性ありと予測されていたのである。ある人たちは外国人労働資源を導入したからといって万能薬にはなれないと考えていた。ロシア移民局の測定では、ノボシビルスク州内の積極的労働活動人口は近年21%に減少しているという。ロシア全体では毎年約200万人が年金需給年齢になっており、ここ数年は初級の職業教育を受けた労働者数値よりも3倍多いのである。シベリア連邦管区でも同様にこうした状況はよくない。更にシベリアでは出生者数値よりも死亡者数値が高いこともあり、何よりも先ず住民のロシア中心地への移住志向が強くて人口減少傾向が止まらないでいる。

このためにこの地方で出生率が急激に増大するような前提条件は移民導入以外にないのである。多児家庭に対して物質的支援とか若年既婚者家庭への奨励金支給プログラム案も既に考案実施してきたが、1年以上経たないとその結果はわからない。他の国の地域からの要員誘致は住居問題とか高額賃金不足が妨げになっている。働き手不足をどのようにクリアーできるのか。その答えは他国より移民誘致をするしかない。従って今日移民というテーマはもっともアクティアルな問題の一つになっている。先ずもって先にすべきことは、外国人のために国境地点の門戸を広く開き、次にそうした外国人が何人いて移民を必要としているのかを知る必要がある。

最近まで遠近外国からの来着者の登録・統制案件が適切に処理されていないし、国境統制機関と移民当局の情報交換制も正確かつ十分に機能していない。来訪外国人はそのために何日も泊めおかれたり、旅行をさせられたり、何年も留め置かれ、闇の中で生活し働かなければならなくなっていたが、近年になりこうした不法移民問題の解決のための諸々の立法が制定された。

移民数は滞在国の経済成長とか生活の質の改善とともに増加したことは確かなことである。そのことが、地元民の知らないような仕事の専門家の不足を満たしたのである。2006年度のノボシビルスク州に設定された外国からの外国人労働力の割当数は4,500名であるが9月には既に全員が選抜されていた。しかもこれは初体験であったが、比較すると2005年度には47%が不足していたのである。2007年度地方権力は増大を希望していたが連邦政府はそうには決定しなかった。ノボシビルスク州のロシア連邦移民局管理部の公式の資料によると、同州領域内には労働許可を持つ外国人市民は6,541名いるという。そのうちの39%は中国人民共和国の市民で51%が独立国家共同体諸国からきた外国人であった。

その内の90%という圧倒的多数のものがノボシビルスクで働き、残りの22%は地方に就労している。彼らの基本的な労働活動領域は建設業と商業である。とりわけノボシビルスクおよび州領域内の不法労働移民数値について専門家は約55,000名と評価している、残りの8名は再三公的に登録権を行使ずみの人たちである。

地下活動者の摘発は移民当局職員の不断の頭痛の種の一つであった。

結果は以下のように単純なものであった。

第1に当局は移民登録と監督方式を徹底実施すること。第2に雇用主が常に何名の外国人を雇用しているか正確にその数値を確認・意識していなければならない点である。

公共機関に誤解させないようにそのうちの10%乃至12%しか登録しないことがあってはならない。また、何名の労働資源がどこで必要なか必要人員数値を明確にすることではじめてシベリアにおける外国移民利用のための長期的・全体的な戦略をたてることができるからである。

以下はこれまでに政府当局が確認したロシア連邦内に労働活動のため外国人市民を招聘導入割当て数値である。

2003年度	530,000名
2004年度	213,000名
2005年度	214,000名
2006年度	329,300名
2007年度	308,842名

2006年10月現在のシベリア連邦管区内の労働許可証を所持する労働者数値

クラスノヤルスク地方	12144名
イルクーツク州	7291名
ノボシビルスク州	6313名
オムスク州	3390名
アルタイ地方	2869名
ブリヤート自治管区	2629名
ケメロボ州	2607名

2007年度もロシア連邦内に一時居住許可の公布済みの外国人市民および無国籍者数

シベリア連邦管区総数 6730名

うち

イルクーツク州	1790名	
アルタイ地方	1500名	
オムスク州・トムスク州	1000名	
ノボシビリスク州	400名	
ケメロボ州・クラスノヤルスク地方	200名	
ハカシア共和国	150名	
ブリヤート共和国・チタ州・アガ・		
ウスチ・オルジンスク・ブリヤート自治管	100名	
トーバ共和国	50名	
アルタイ地方	30名	
タイミール	10名	
エベンキア	0	以上

第2節 同胞移民遮断——ウラジオストクの現状——

—同胞移民受け入れ準備状況—

オリガ・ホルキナ女史のレポ

<ロシア新聞>2007年9月26日付、沿海州版第4476号より。

ウラジオストク市は国外居住同胞のロシア連邦への任意移住促進のための連邦プログラムに参加できていないとの結論をその受け入れ諸条件を審議した行政当局の専門作業部会が出した。これは新ニュースではない。とりわけ2006年度にウラジオストク市管区がこうした同胞移住地域プログラムに参加の可否に関する問題を審議済みであり、その際には管区センターは既にこうした地域プログラムの第1段階には参加せず、との決定を出していたからである。

何故参加できないのか。

ウラジオストク行政管理部の住民の労働・就職委員会委員長のエレナ・ベトルニャン女史の発言するところによると、その原因は以下のように多岐にわたるものであるが、主たるものは社会的インフラの不備であり、移民の居住場所は何処にもなく、ウラジオストク住民にさえ幼稚園が不足している現状なのである。労働市場を分析しても同市内の公共食

堂・商業・運輸に若干余裕はあるが、このような利益の上がる部門には地元住民たちの就職希望者が多いと役人は言う。

1年の余裕期間があるものの、本プログラムへの参加を拒否もできず、市当局は同胞受け入れ制の下で準備作業を続け、もろもろの投資案とか、市当局のプログラムを用意し討議してきたのである。移住プランの条件については、移民のための就労場所を各計画ごとに200箇所を設けなければならなかった。こうした基準を続行することは決して現実的ではなかったのである。要するに、作業グループとしては1年後になって、同市では同胞移民の受け入れが用意できないと断定せざるを得なかったのである。沿海州管区の此れまで50年間の歴史を見ると、移民を当地に誘致したもろもろの経験を記録してきているけれども、「こうしたい住民たちは全て短期間しかうまく生活できなかった」と行政当局の投資委員会の委員長のニコライ・マトビエンコ氏は話すのである。我々は、しばらくは金を稼げるけれども、ノーマルに生活し、健康を維持することはできない。従って、この地で1人前になり、働いて金を儲けて、立ち去るしかない。

最近数年間の資料によると、毎年平均、ウラジオストクを立ち去る人数は、3,000名である。幸いなことに、5-7年前より、減少してきているものの流出現象は依然として続いているのである。基本的には人口のなかの知識層とか供給部分が地方を見捨てて、よりよい生活を求めて、国内の中心地域とか、アジア・太平洋地域の国々にATP(Азиатско-Тихоокеанский Регион)へと立ち去っているのである。既に専門家たちの将来予測では、生産部門は独立国家共同体諸国からの移民に取って代わる可能性もあると指摘しているのである。

ウラジオストク行政局長代理コンスタンチン・ストチェンコ氏が作業グループの会議で問題を指摘しているように、最初は自己の部下を抑止し、その後には他の要員を導入する、また何故人々が立ち去るのか？何が不満なのか？それは子供のための遊園地なのか、それとも娯楽なのか？といった問題を明らかにする必要がある。今後も、工場が建設されて、生産が発展するような場所には、デズニールランドがなければならないし、多くの幼稚園も建てられなければならないのである。当分の間は自らでそうしたものを建てないと誰も誘致できないだろうし、こうした動きを阻止できないのである。従って、アジア太平洋経済協力会議・サミットATЭСのために準備した8件の広大なプロジェクトの下で我々が活躍する前提要件とは、先ず多くの熟練工を確保することである。こうしたプロジェクトの中には、超モダンな現代的な水城公園の構築とか、島内に太平洋大学を新設するとか、自動

車組立工場とかパネル構造式の家屋の木工加工工場・ウラジオストク貿易港の近代化建設等が含まれているのである。しかし、このようなプロジェクトの現状は未だにシステム化指定乃至、相互のバランスがなく、それぞれが孤立して提案されているのである。都市計画経済活性化の構想のもとで、以上のような将来を展望したもろもろの建設案が書き込まれているとはいえ、これでは未だに完全な実効性のある技術草案ではない。

以上のもろもろの草案実施のために要する全費用は5億2千万ルーブルである。この数値は推定数値に過ぎない。より具体的な見積りの文書化は未だに行なわれていない。正確な金額が出るのは、実際には連邦予算および投資家からの補正支援のある予算案を受け取ったときである。例えば、前述の太平洋大学構想は既にバイカル・極東開発のための連邦プログラム内にも入れられており、それが再度審議される場合には、革新的な大学構想はより現実的に創設されるべく本計画を実施するためにウラジオストク市が担当する予算として財政的支援を受けることになるのである。予想される仮の算定によると、新しい客体には約3,500席の就労場所しかなく、既に500席は各所建設専門労働者が新築・改築現場に参入することになっている。今後の就労場所の確保については、地元の沿海州住民にも、独立国家共同体諸国からこの都市にきた同胞にも十分あるといえる。ただし、こうした住民の受け入れ条件案については、今後も詳細な検討が必要になる。

なお、付言しておく、ウラジオストク内に就労口を1件作り出すためにも、年平均1,000ルーブルの投資支出が必要になるのである。また仕事を作り出しても、その改革案が同市にないと、利益をもたらさないことにもなりかねない場合だってある。しかも、このような行為が常時正当化されるわけでもない。したがって、市当局としては、連邦草案と関係するようなインフラ整備プロジェクトの推進にストップを決定する場合すらある。いかなる方法で連邦のこのようなプロジェクトが実施されるのか、年月が経つにつれて明らかになってくる。(07.11.29.了)

第3節 同胞の出稼ぎ遍歴—稼げる地域に群がる移民の実態—

オリガ・ホリキナ女史のレポート

<ロシア新聞>第4491号。07.10.12.沿海州版

沿海地方にやってくる外国人労働者は、うまく仕事にありついても長くは滞在しようとはしない。昨日この件について沿海州内務省附属の社会協議会の会議で、以下のような報

告があった。

第1回協議会が取り上げた問題は不法移民対策であった。同地方では、最近だけでも3,246名の外国人がロシア国籍を取得していて、その内、主たるものは旧ソ同盟構成共和国のうちの南方諸共和国からの来訪者たちで、今日の独立国家共同体諸国からの移民は第2次プランによるものたちであり、中国の来訪者、中国国境外から来訪する中国人、北朝鮮およびベトナムからの来訪者とは別に切り離されて取り扱われている。後者は最近では数年来外国人労働市場を席卷している。2007年度沿海地方では、いわゆる簡易手続によって2,000件以上の労働許可が公布され、その内訳はキルギス人7,007名、ウズベキスタン人685名、アルメニア人304名である。沿海地方ではこのほか就労許可を所持しロシア語を話せる住民、すなわちウクライナ人389名、カザフスタン人266名がいるのである。他方で喜ばしいことは、こうした国外からの補充があるからこそ領域内の不幸な人口状況が改善されているのである。人口の自然減は、まさに移民の増大によって一変したのである。要するに沿海州は今年（2007年）9ヶ月間で219,206名が既に住み就いているが、昨年度の同州内の住民数は一年間で261,252名以上であった。他方こうした既存の人口状況を観察したある者は、これはプラスよりもマイナスであるという。

沿海州国家・地方自治行政研究所・国家公務員制度管理講座担当のセルゲイ・プシカーレフ助教授は、沿海州にくるまでは彼らは、ストイックですらあったが、低技能者で教育をうけておらず、ロシア語も知らないという。この地に残留者たちは温暖な黒海地方よりもカザフスタンやシベリアにとどまって働いて、よりよき稼ぎを求める人たちである。従って不法移民数も友好連邦構成国出身者で占めている。近隣諸国よりロシアに入国した者100名のうち70名はどこにも手続きをとらず、その居住地さえも不明な人物である。セルゲイ・プシカーレフ氏は彼らの登録・帰化事務作業を容易にするためには、沿海州内に公共の外国人受け入れセンターを創設することができるという。同氏はこうしたセンターで不案内な新来者の移民たちが権能のない組織に届け出て発生するもろもろのトラブル問題を処理する組織を設け、こうしたセンターを警察や人材代理店の協力を得て外国人の就職相談に応じられるような仕組みにかえることもできるという。最初はここではボランティアで活動することを計画している。こうした構想者の考えでは、まず社会的面接部門を設置することが移民管理制度設置のための第一歩でありその枠内に移民当人の目的にふさわしい社会対応センターを設けることが望ましいという。また、各地方領域内のこうしたセンター設置場所として不法移民問題が最も厳しいウラジオストク、ウスリースク、ア

ルタイ、ナホトカに設置を要望したのである。

(07.11.29.了)

第4節 沿海州の労働移民状況

—独立国家共同体諸国出身の沿海州移住希望者は60%—

オリガ・ホルキナ女史のレポ

<ロシア新聞>第4500号07.10.24.

国外同胞移住プログラム参加者のアンケート調査の回答者60名のうちの大部分は、カザフスタン・キルギス・ウズベキスタンの住民であった。率直に言って60名という潜在的移民可能者数は、2007年度の沿海州常住者数を当初には1300名の専門スタッフを移住させなければならなかったことからすると、決して大きな数値ではなかった。既にプログラムの第1段階で決定していた移住先は、アルテム、ダーリネゴルスク、およびクラスノアルメISK地区を移住地とするものであった。本プログラムの参加者の希望先は、ウスリースク、ナホトカおよび国境周辺の地区であったにもかかわらず、そうなのである。

極東連邦管区のセルゲイ・ダルキン沿海州知事はロシア連邦全権代表議長協議会の席上で、今回この地方の自発的移住者たちのなすべき仕事のプログラムの中には溶接工・鉱山作業等の技術者としての専門技術関連の仕事を提供することになっていると述べた。

しかし残念ながら、この部門の専門技術労働者は皆無であり、一般的にみて原則的には移住者には技能資格者が望ましいと発言したのである。なおまた、原則として従来どおり移住者には3地方管区しか用意していないのである。現在クラスノアルメISK市管区の沿海州の選鉱コンビナートでは、こうした移住者受け入れ施設のために289席の共同生活寄宿舍と73席の宿舍が用意されている。採鉱会社のうちのあるものは管区の行政当局と契約を締結のうえ1960平方メートルの面積の空アパートを修理してこれらを41のアパートに建て替えることになっている。アルテマ市郊外では「農工業複合体」民族プロジェクトの枠内で養豚複合体の開発がすでに決定済みであるので、この種の仕事にふさわしい専門家の求人が期待され、同企業では専門獣医師・搾乳士・溶接工・トラクター運転手等の21人の専門家を求人している。ダーリネゴルスク市の都市計画企業では移民の援助を得て硼酸の生産量拡大のために同移住者のうちに溶鉱化学の専門技師・仕上げ工を必要としている。本年度中に同企業では45名の就職が可能である。

2007-2012年度間の「国外居住同胞のロシア連邦内任意移住促進プログラム」全体の枠

内では、沿海地方は約26,000名以上の採用が可能であると宣言したのではあるが、しかるにこうした良好な企画にたいするソ連邦崩壊以後海外に留まっている同胞の反応を呼びだしてはいないのである。こうした可能性についてあまり知られていないのか、それとも移民労働斡旋事務所長セルゲイ・プシカーレフのいうように、西シベリア極東シベリアでの労働資源への大きな需要のために極東までは単純に行こうとしないのか、それともそうした進路を横取りされているのかも知れないのである。問題は極東地域は常住地として大変不便な場所ではないのかといったイメージが今なおあるためかも知れないのではないだろうか。その最近の適例がウラジオストクのある学生がブーチン大統領にたいして国内の市民と共に直接に問いかけた質問の中で明白になっているのである。すなわち「ウラジオストクは世界に対して次のことを明らかにします。既知の学生と共に私は学卒後ここを立ち去ろうと考えております。その理由は、首都モスクワから遠くはなれ低賃金と出世の可能性も少ないためであります。」しかし、起源としての当地域、すべてここから始まるといった当該地域のイメージが少なからず以下のような会談を促進させることにもなったのである。すなわち2012年度にはウラジオストクでAPECすなわちアジア太平洋経済協力会議ATPCC参加国の首脳会議（サミット）が開催されることになったのである。こうした国際的な行事開催の準備がないと当該地域の適切なインフラも構築できないのであるし、こうしたことを契機にして極東の重要性が見直されることになるのである。このためにウラジオストク・サミットを開催することで本地域の開発を更に刺激することにもなる。約束されたもろもろの改革がこの地で実施されるようになれば、その時こそウラジオストク地方の状況とかそれにたいする国内市民および外国人の対応の仕方も自ずから変化してくるのである。

(07.11.29.了)

第5節 最初の同胞移民

—海外同胞移住国家プロジェクトに基づいた最初の同胞移民が地域に到着—

セルゲイ・シチェチニン氏のレポ

<ロシア新聞>第4485号。07.10.05.チェルノゼムイ版

第1級医師ゲルマン・オヂネット氏が本日新職場のリッベック・エイズ対策・センターの新しい職場に着任した。同氏の妻のタチアーナ夫人も先天性小児病の医師であって、クリヤジ市の総合病院に勤務する。彼らはクリヤジ地方の友人の私宅に目下滞在している

が、やがて同夫妻はプレハーノフ村の医院に居住することになっている。両人はカザフスタンのウラルスク市から、リペック州に移住してきたのである。2名の子弟もあとからやって来ることになっており、目下卒業して祖父母と同居中。ゲルマン・タチアーナ夫妻は本国家プロジェクトに参加の際に、既にロシア国籍を取得しているのである。近く彼らは居住地でパスポートの登録をする。その後、リペック州連邦移民局管理部に赴いてこれまでの運賃補償金・貨物運賃・関税ならびに一連の証明書の交付を受けることになるのである。

海外同胞移住プログラムの実施開始が遅延した理由は、申し出た同プログラム参加者の確認を含むモスクワからの書類の提出が遅延したためでもあり、同時に当初1,200名以上と予想した参加者数値が300名までに減少したためでもある。既に、リペック州の当該プログラム参加者はキルギスからの5名が確認されている。現時点では、本地域には国外から約330名のアンケートが届いており、同州労働管理局就職斡旋課が審査済みの郵送されてきた157通のアンケートの中から、122件については、移民就職について合意を得られたのであるが、ただし、同移住者のための住宅問題の解決については、州内の住民と同様な一般原則に基づいて処理されることになっているのである。

(07.11.30.了)

第6節 移住地選択問題

——進行途中の海外同胞移住問題に関する連邦移民局長第1代理

ウラジーミル・カラ ندا女史との対談——

タチアーナ・スモリャーコワ女史のレポート

<ロシア新聞>07.11.08.第4512号。連邦版

海外同胞の自発的帰還促進プログラムに基づいた最初の移住者が到着を始めた。全世界に広がって居住するロシア同胞たちが実際に、本プログラムの実施過程と成果に関して大変な関心を持って注目していることは言うまでもない。移民希望者数・希望者紹介等に関するロシア新聞の以下の質問に先ず回答したのが連邦移民局第1次官のウラジーミル・アレクサンドロビッチ・カラ ندا氏である。

問1. ウラジーミル・アレクサンドロビッチさん。本プログラムの開始がかなり延期されてきたですね？第1にその理由は？第2に、にも拘わらず実際にこのプログラムが動き始

めたその理由についてお話しできませんでしょうか？

答. 海外同胞たちは既にロシアに到着し始めております。わずかですが、全102名で、彼らのうちにはカーリーニングラード78名、リベック州21名、カルージスク州2名、クラスノヤルスク地方1名であります。しかし、移住はほんの1ヶ月前に始まったばかりであることも考えねばなりません。結局、試験地区のすべてが実際に同胞を受け入れたというわけではないのであります。これには、色々な訳があります。第1に、同胞の受け入れに必要なもろもろの規范文書が8月になってやっと採択されたからでもあります。私たちがこれらの同胞の移住の際に利用するために使用するもろもろの法的道具は先ずロシア連邦大統領令、政府決定・指令さらにそれに続く各省庁の規範的決定、およびその後、各ロシア連邦主体の立法によって規定されていなければなりません。

少し前に在外連邦移民局の代表機関および同附属臨時グループの相談諸機関とか外務省附属の相談所は、所定の形式に基づいた3,500通以上のアンケート回答を既に直接に受取っております。私たちのこうした臨時的グループは多くの移民ポテンシャルと共に活動しております。

問2. アンケート回答は、どの地方から届きましたか？

答. 私どもが受取ったアンケートの中には、白ロシア、ドイツ、ポルトガル、イスラエル、アゼルバイジャン、エストニア、アメリカ、グルジア、ポーランド等が含まれています。移民希望者の90%以上が、独立国家共同体諸国の市民であります。

問3. 要請者はアンケート記入する以外に更に何をしておりますか？

答. 本プログラムによる同胞入国手続は極めて簡単です。ロシア連邦の海外の私どもの機関、具体的には連邦移民局の各地域機関の電子モードのオンラインのアンケートに所定事項を記入さえすればよいのであります。渡航する同胞を責任を持って集めるのは、ロシア連邦各主体であります。連邦移民局の各地域機関はこの情報を各ロシア連邦主体の各所定機関に送ると、同機関は5日間以内に同本人が国家・地域プログラムの要求にふさわしい同胞であるか否かを決定しなければならないのであります。まず、はじめに白ロシア・ドイツ・ポルトガル・イスラエル・アルゼンチン・エストニア・アメリカ・グルジア・ポーランドの同胞が祖国ロシアの要請に関心をしめました。その後こうした同胞にたいしてオンラインで以下の決定を伝達しました。これについては最大限20日ないし24日間を要することになりました。積極的回答を受取った後は、国家プログラムへの参加者としての証明書の交付願いに署名することができるのである。もし、本人が

ロシア国籍を持つ人物であれば、5日後には本人に本証明書が交付されるのであるが、外国人市民・無国籍者の場合は本人が連邦主体の肯定的決定を受取った後に同時に同国家プランの参加者としての証明書と一時的居住許可書という2種類の申請書を受取れるのである。同書類はわれわれの権限ある所轄機関の点検をうけて認定されると、60日後には同同胞は同国家計画の参加者としての証明書の公布を受けられるのである。

問4. 人が受理した証明書さえあれば同プログラムに参加できることになる。ではいつ必要な物品を揃えてやってくるのでしょうか？

答. その期間は法律で決定しておりません。しかしわれわれとしては国外のわれわれの職員にたいしては長い間今の職場に留まらないようにそして推薦期間は1月半であると説明するように指示しております。

問5. 各地区毎に本計画参加者は各自独自のプログラムを検討しなければなりません。こうした措置をおこなわなかった地区がありませんか？

答. ロシア連邦内の12の連邦主体はロシア連邦政府と合意の上でプログラムの検討をすでに行ないました。しかしこれを実際に着手するためには地域レベルでのプログラムの確認が必要になります。12の最初の連邦主体のうちトベルスク州だけが遅れてプログラムを確認しました。今年7月に既に政府と合意していたのに10月29日付でやっと認可しました。このことは当該行政主体の指導部が極端に無責任であることを示しております。大統領は市民が提起した問題に答えて、私たちのもろもろの地域の権力機関が正に協力するのが正しいといえます。その理由は、外国人労働力の増大にもかかわらず地域権力は自発的・積極的に権力主体に導入しようとしなからであるという。私どもの所でただ働くためにだけやってくる人たちとプログラムに基づいて流入する（アムール州・ハバロフスク地方・沿海地方へ）同胞数を考えると、約1000倍もの格差が生じているのである。このような問題が生じる原因は私どものプログラムについて詳しく知らない企業主体と地域行政主体との関係がうまくとれていなかったために生じたと言いたいのである。従って、残念ながらロシア連邦の工業主と経営者とのロシア同盟関係は国家計画実現にむけての省庁間委員会に依頼された職務を実行することすらできないのである。（以下略。 <http://www.rg.ru/2007/11/08/migracia.html>を参照されたし）

(2007年12月6日了)